

特定非営利活動法人新日本歩く道紀行推進機構 会員規定

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人新日本歩く道紀行推進機構（以下当法人という）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第2条 当法人の会員は、趣旨に賛同した個人及び団体で正会員または賛助会員として入会を申し込み、当法人より入会を認められたものとする。また、当法人の会員は正会員をもって特定非営利活動法上の社員とする。

(会員の種類)

第3条 当法人の会員は、正会員と賛助会員で構成されるがその種類は以下の通りとする。

1. 個人正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
2. 団体正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
3. 個人賛助会員 当法人の目的に賛同して活動に協力する個人
4. 団体賛助会員 当法人の目的に賛同して活動に協力する団体
5. 事業パートナー賛助会員 当法人の目的に賛同して事業パートナーとして協力する団体

(入会)

第4条 当法人に会員として入会を希望する個人及び団体は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込みを行う。

(入会申込みの不承認)

第5条 当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

1. 入会申込書に、虚偽の記載、記入漏れのあった場合。
2. 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
3. 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
4. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属すると認められるとき
5. その他、当法人が会員と認めることを不適当と判断した場合。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の有効期間)

第7条 会員の登録有効期間は1年間とする。

- 2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

(登録情報の変更)

第8条 会員登録情報に変更がある場合は、直ちに当法人に届けなければならない。

- 2 会員が、本条第1項の情報変更の届け出を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(会員の特典)

第9条 会員特典は、別に理事会で定める。

(会員譲渡の禁止)

第10条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為をしてはならない。

(退会)

第11条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第12条 会員は、当法人が承認した場合を除き、当法人を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的の範囲を越えて使用することは出来ず、また第三者に使用させることは出来ない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告をうけ、又は正会員である団体が消滅したとき。
3. 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

(反社会的勢力への対応)

第14条 当法人は、会員が以下のいずれかに該当する場合、会員に対して、除名することができるものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
 2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 3. 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 6. 自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- 2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。
1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
- 3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。

(入会金及び会費の不返還)

第15条 既納の入会金及び会費は、返還しない。

(個人情報の保護)

第16条 当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(附則)

- 1 本会員規定は平成28年8月2日より施行する
- 2 本規定は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。